



鳥取県公報

令和5年3月17日（金）
第9481号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜（106）（畜産課）・・・2 令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量の変更 （107）（漁業調整課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 土地改良区の役員の就退任（108）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・・・2 基本測量の実施（109）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 土砂災害警戒区域の指定の変更（110）（治山砂防課）・・・・・・・・・・・・3 土砂災害警戒区域の指定の解除（111）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（112・113）（〃）・・・・・・・・4
◇ 選管告示	鳥取県知事選挙におけるポスター掲示の開始の日（4）・・・・・・・・・・・・5
◇ 病院局告示	指定納付受託者の指定（3件）（1～3）（総務課）・・・・・・・・・・・・5
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・6
◇ 調達公告	落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

告 示

鳥取県告示第106号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和5年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定

名号	個体を識別する番号	指定の日	備考
登鵬1	16264-4902-0	令和5年4月1日	検定中

2 指定の解除

名号	個体を識別する番号	指定の解除の日	備考
元花江	13478-6939-8	令和5年4月1日	

鳥取県告示第107号

令和4年鳥取県告示第144号（令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量について）により告示したくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量について、令和5年2月24日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県その他漁業	0.1 トン	0.5 トン
	県留保枠	0.4 トン	0.0 トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	5.8 トン	6.2 トン
	県留保枠	0.6 トン	0.2 トン

鳥取県告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年3月17日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 小 林 功 八頭郡智頭町大字埴師473
- 〃 小 川 啓 介 八頭郡智頭町大字河津原147
- 〃 谷 口 陽 一 郎 八頭郡智頭町大字真鹿野67
- 〃 三 輪 圭 一 郎 八頭郡智頭町大字大背973
- 〃 草 刈 章 博 八頭郡智頭町大字埴師646-1
- 〃 池 本 英 夫 八頭郡智頭町大字慶所253
- 監 事 竹 下 善 一 郎 八頭郡智頭町大字奥本13
- 〃 河 村 実 則 八頭郡智頭町大字西宇塚560
- 〃 佐 々 木 賢 次 八頭郡智頭町大字木原80-3

令和4年7月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 小林 功 八頭郡智頭町大字埴師473
" 小川 啓介 八頭郡智頭町大字河津原147
" 谷口 陽一郎 八頭郡智頭町大字真鹿野67
" 三輪 圭一郎 八頭郡智頭町大字大背973
" 草刈 章博 八頭郡智頭町大字埴師646-1
" 池本 英夫 八頭郡智頭町大字慶所253
監事 竹下 善一郎 八頭郡智頭町大字奥本13
" 佐々木 賢次 八頭郡智頭町大字木原80-3
" 玉木 勝美 八頭郡智頭町大字三田294
令和4年7月28日就任 任期4年

鳥取県告示第109号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第110号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
宮の奥川（Ⅰ-2-6-4-13）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
高住C地区（Ⅱ-2023）、宮ノ下C地区（Ⅱ-2068）、長和瀬B地区（Ⅰ-343）、田尻地区（Ⅰ-人工15）、江波B地区（Ⅱ-2428）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を解除する市町村の名称
岩美町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
中前田地区（I-135）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
宮の奥川（I-2-6-4-13）
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
高住C地区（II-2023）、宮ノ下C地区（II-2068）、長和瀬B地区（I-343）、田尻地区（I-人工15）、江波B地区（II-2428）
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84

号) 第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第113号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
岩美町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
中前田地区(Ⅰ-135)
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を令和5年3月23日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

令和5年3月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月17日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ごうぎんクレジット 鳥根県松江市白濁本町23
- 2 指定年月日

令和5年3月17日

3 納付事務を行う歳入等

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例第5条に規定する使用料又は手数料

鳥取県病院局告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月17日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社とりぎんカードサービス 鳥取市扇町9-2

2 指定年月日

令和5年3月17日

3 納付事務を行う歳入等

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例第5条に規定する使用料又は手数料

鳥取県病院局告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月17日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷三丁目33-5

2 指定年月日

令和5年3月17日

3 納付事務を行う歳入等

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例第5条に規定する使用料又は手数料

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年3月17日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和5年4月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 3,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 6 携行品
筆記用具

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 四輪運転シミュレーター貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和5年2月22日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 三菱プレジジョン株式会社関西支社
大阪府大阪市中央区瓦町三丁目1-15 |
| 5 落札金額 | 月額1,017,610円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和5年1月13日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |